

# 小清水町社会福祉協議会

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせる

## 「福祉のまちづくり」をめざして



サロンのカレーの日



ボランティアセンターのサロン



ホームヘルパー家事支援



デイサービス



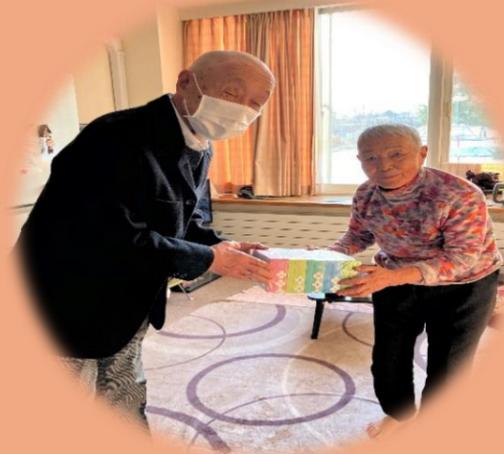
一人暮らし高齢者交流事業



ふるさとまつりでの共同募金活動



就労支援アスパラ収穫作業



友愛訪問



ヘルパー通院乗降介助



ケアマネージャー



ピンバッジ共同募金活動



就労支援エゾモモンガ農産物販売



お元気ですか旅行会



居住棟



ヘルパー買い物支援

# 小清水町社会福祉協議会事業案内

社会福祉協議会とは・・・高齢者や障がい者をはじめ、すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、行政機関、福祉・医療の関係者などの協力を得て、地域住民とともに様々な活動を行っている社会福祉法に基づく民間の社会福祉法人です。

## ◆法人運営・広報事業

- ・組織運営  
小清水町社会福祉協議会は理事会、評議員会のもと、各種事業に取り組んでいます。
- ・広報・情報発信事業  
親しみやすい紙面づくりを目指し「ボランティア通信」と連携を図り「社協だより」を年4回定期的に発行しています。
- ・ホームページで社協の最新情報を発信しています。

## ◆地域福祉推進事業

- 子供から高齢者まで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するため各種事業や福祉用具の貸し出しを行っています。
- ・暖房費助成事業
- ・歳末義援金の支給事業
- ・就学援助事業
- ・日常生活福祉用具の支給(杖)
- ・介護用遺品の貸し出し(介護用ベッド・車イス)
- ・災害被災地への見舞等

## ◆法人後見・日常生活自立支援事業

- ・法人後見事業  
認知症、知的障がい精神障がいにより判断能力が不十分な方で、かつ、町内に身寄りのない低所得者の方に対し、社協が後見人となって本人の権利擁護を図ります。
- ・日常生活自立支援事業(道社協受託事業)  
認知症、知的障がい精神障がいにより、福祉サービスの利用の仕方や生活管理のことなどに不安を抱えながら在宅生活を送られている方へ支援提供を行います。

## ◆応急生活資金 貸付事業

- ・応急的に生活のための資金が必要な方に当会独自の緊急小口資金の貸付を行っています。

## ◆在宅福祉サービス事業

- 高齢者の方などが、ご自宅で安心して生活を送るために支援しているサービスで次のような事業を行っています。
- ・配食サービス事業
- ・寝具乾燥・防寒対策事業
- ・小地域ネットワーク事業
- ・除雪サービス事業
- ・高齢者見守り支援事業
- ・軽度生活援助事業
- ・友愛訪問
- ・一人暮らし高齢者交流事業
- ・妊産婦ヘルパー事業

## ◆介護保険事業

- 介護保険サービス(介護給付、予防給付)の指定事業者として要支援、要介護の認定を受けた方を対象に、各種居宅サービスを提供しています。
- ・居宅介護支援事業(ケアマネージャー)  
要支援、要介護認定を受けられた方のマネジメントだけでなく、居宅において安心、安全に生活が出来るように調整を行います。
- ・訪問介護(ホームヘルパーサービス)  
ヘルパーを派遣し、生活援助及び身体介護のサービスを提供しています。
- ・通所介護(デイサービス)  
高齢者生活福祉センター(ほほえみ)のデイサービスセンターにおいて、送迎・入浴・昼食・レクリエーション等のサービスを提供しています。

## ◆生活支援体制整備事業(とんとんこしみず)

- 日常生活において発生する困りごとを、地域住民が自ら解決できるように地域の支え合い体制を強化し、課題と解決策とを的確にマッチングして行きます。

## ◆ボランティア活動の推進事業

- 多くの方々が、様々なボランティア活動に参加される機会を提供するとともに、ボランティアグループの育成、支援を図ります。
- ・ボランティア運営委員会の設置
- ・ボランティア団体への支援
- ・ボランティアセンターだより発行
- ・ボランティア運営委員会によるサロン運営の実施
- ・ボランティアによる生活支援サービス事業(ここサービス)

## ◆障がい者総合支援法に基づくサービス事業

- ・障がい者福祉サービス事業  
在宅の障がいがある方々に対して訪問介護員が身体介助、家事援助等のサービスを提供します。
- ・地域生活支援事業  
通院等の移動支援サービス、障がい児療育事業を実施しています。
- ・就労継続支援 B 型事業  
一般企業で働くことが困難な方が、就労や訓練を行うことができる事業所です。

## ◆心配ごと相談

- 弁護士による無料法律相談会を年1回開催します。また、関係機関とも連絡を図り、心配ごとの解消に取り組めます。

## ◆共同募金事業

- 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動の協力を呼びかけ、募金を地域社会に還元します。また共同募金会から配分される財源などをもとに、就学援助や歳末義援金の交付を行います。

## ◆高齢者生活福祉センター指定管理業務

- 指定管理者として、施設の管理運営を行っています。
- また、居住入居者13世帯の高齢者の方々が、安心して生活できるように生活援助員が生活の相談や緊急時のお世話をいたします。